

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）

無国籍者の拘禁

その把握と保護強化のための手引き

「無国籍者は、世界中で、身体の自由および安全についての権利の侵害に直面しています。場合によっては、罪を犯したからではなく、その国に滞在することを認められず、どこにも行くところがないというだけの理由で何年も拘禁されたままのこともあります。国が無国籍者を把握してその保護のニーズを認めなければ、無国籍者は繰り返し、長期に渡って拘禁されるおそれがあります。国としてこのような深刻な人権侵害を防止し、終わらせることが不可欠です」

国連難民高等弁務官
フィリッポ・グランディ

国連難民高等弁務官事務所
2017年6月

目次

I. はじめに	3
UNHCR の任務	4
出入国管理を背景とする拘禁に関連する国際基準	4
II. 主要な概念	8
III. 拘禁されている無国籍者を把握する際の指針となる設問	12
訪問の準備	12
訪問時	15
IV. 拘禁場所訪問後のさらなる分析と対応	23
無国籍である可能性または国籍の確認	23
拘禁決定への不服申立	24
放免後の解決策の支援	26
法律、政策および実務の改革を唱道する	27
背景資料	29
無国籍	29
拘禁	29
無国籍と拘禁	30

1. はじめに

この実践のための手引きは、拘禁状況下に置かれていて無国籍である可能性がある者を把握し、その苦境の解決策の実現を支援する目的で作成されたものである。この手引きは、拘禁の決定が行われる前にも、コミュニティへの放免もしくは拘禁の代替措置への回付が検討される際にも、拘禁の決定が行われた後にも活用できる。この手引きの利用者として想定されているのは、拘禁場所を訪問する可能性がある、または庇護・移民関連の手續にその他の形で関与している法律実務家、審理官やケースワーカーである。これには、裁判官、国境管理官、市民社会組織のスタッフのほか、国連人権高等弁務官事務所（UNHCR）、国内防止機構¹、国内人権機関、オンプズパーソンならびに（入管）拘禁のモニタリングを行っているその他の国内的・国際的組織のスタッフが含まれる。

無国籍である場合、国民であれば通常は保持している基本的な身分証明書・旅行証明書へのアクセスを深刻に制限されるのが通例である。さらに、無国籍者はいかなる国でも合法的な在留資格を有していないことが多い。無国籍者は一般的に身分証明書または有効な在留許可を有していないため、逮捕されたり、繰り返し、長期に渡って拘禁されたりする高いリスクに直面している。出身国以外の国で拘禁されている場合、出身国に帰還することができないため長期に渡る拘禁に直面する可能性もある。しかし、しかるべき書類を有していないことまたは必要な移住・在留許可を得ていないことを口実として用いて無国籍者の拘禁を一般的に正当化することはできない²。したがって、拘禁されている無国籍者の把握は、移民・庇護手續のあらゆる段階で関連性を有する。無国籍者は長期に渡って拘禁されるおそれが特に大きいため、無国籍の把握は、その他の脆弱性を把握する作業の一環と捉えられなければならない。コミュニティへの放免または拘禁の代替措置への回付が、望ましい対応と位置づけられるべきである。

この手引きは、第 1 次スクリーニングの際に、または非正規な入国、不法滞在もしくは送還を背景として拘禁されている際に実施される面接を通じて、無国籍者を把握するのに資する。非正規な入国・滞在は行政犯または出入国管理規則違反であるのがほとんどだが、一部の国では、国際人権基準に反してこれが刑事犯とされており、そのため無国籍者が刑事司法制度の対象とされる場合もある。

¹ 国内レベルで拷問防止のために設けられる国内防止機構（National Preventive Mechanisms: NPMs）とは、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書の締約国が指定しまたは設置する機構である。自由を奪われている者の取扱いおよび境遇を改善し、かつ拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を防止する目的で、拘禁場所で自由を奪われている者の取扱いを定期的に調査し、関連当局に勧告を行う権限を有している。

² UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, 30 June 2014, Para. 112 – 115 参照。
<http://www.refworld.org/docid/53b676aa4.html> より入手可能。

#IBELONG

2014年11月4日、UNHCRは「2024年までに無国籍をなくすための#IBelongキャンペーン」を開始した。#IBelongキャンペーンの目標を達成する目的で、「無国籍をなくすためのグローバルアクションプラン：2014–2024」に、UNHCR その他のステークホルダーの支援を得て各国がとるべき10のアクションから構成される、指針としての枠組みが定められている。グローバルアクションプランが意図するのは、現在存在する主要な無国籍状況を解決することと、新たな無国籍の発生を防止することである³。

協力：UNITED COLORS OF BENETTON

UNHCR の任務

無国籍者は、無国籍について UNHCR に委ねられている任務に基づく UNHCR の援助対象者である。この任務には、無国籍者の把握・保護および無国籍の防止・削減が含まれる⁴。UNHCR の援助対象者を効果的に保護・援助できるようにするために重要なのは、UNHCR が、庇護希望者、難民および無国籍者に、彼らがどこにしようとも（拘禁されている場合を含む）迅速にかつ滞りなくアクセスでき、その福利のための支援を提供できることである⁵。これには、拘禁場所へのアクセスおよび訪問ならびに国家当局への支援（拘禁環境の改善を目的とした支援および拘禁の代替措置の推進による支援）が伴う。また、個別ケースへの介入および制度全体の欠陥に関わる介入のいずれもが含まれる場合もある。

出入国管理を背景とする拘禁に関連する国際基準

国際法は、身体的自由および安全についてのすべての者の権利を保護している。出入国管理に関連する目的での拘禁は、個別のケースで必要性および合理性が認められる場合に、例外的措置としてのみ行われるべきである。また、拘禁は正当な目的に比例するものでなければならず、強制性または侵害性がより低い手段が利用できずかつ適切ではないと判断されるまでは行ってはならない⁶。拘禁の代替措置を検討することは、無国籍者、庇護希望者または移民が有する特定の事情に照らし、拘禁が真に最後の手段であることを確保する

³ #IBelong キャンペーンについてさらに詳しくは <http://www.unhcr.org/ibelong> 参照。

⁴ 「無国籍の把握、防止および削減ならびに無国籍者の保護」に関する結論 106(LVII)号（2006年、執行委員会第 56 会期）。国連総会文書 A/AC.96/1035 に掲載。 <http://www.refworld.org/docid/453497302.html> より入手可能。

⁵ 例えば、執行委員会の結論第 44(XXXVII)号（1986 年、難民および庇護希望者の拘禁）、(f)、(g)；第 46(XXXVIII)号（1987 年）、(f)；第 47(XXXVIII)号（1987 年）、(f)；第 50(XXXIX)号（1988 年）、(i)；第 85(XLIX)号（1998 年）、(dd)；第 106(LVII)号（2006 年、無国籍者）、(w)参照。〔訳注：原文から修正〕

⁶ UNHCR 「庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン（*Guidelines on the Applicable Criteria and Standards relating to the Detention of Asylum-Seekers and Alternatives to Detention*）」（UNHCR 拘禁ガイドライン、2012 年、<http://www.refworld.org/docid/503489533b8.html> より入手可能）および「拘禁モニタリングに関する方針（*Policy on Detention Monitoring*）」（2015 年 12 月 3 日、UNHCR/HCP/2015/7、<http://www.refworld.org/docid/564199b54.html> より入手可能）参照。

ことにもつながる。

すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第 9 条（身体的自由および安全）

締約国が無国籍またはその他の障壁のために個人を追放できないことは、無期限の拘禁を正当化する根拠とはならない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第 9 条に関する一般的意見 35 号

第 1 次人定の際に個人の身元が確定されておらず、または身元について争いがある場合には、種々の条件および保障措置に服することを条件として、拘禁という手段に訴えることが正当となることもあり得る。このような確認には国籍の確定が含まれる場合もあろう。このような第 1 次人定を実施するために最低限の期間の拘禁が認められることはあるが、このような措置は国際基準を遵守したものであるべきであり、また個人の身元の立証のために合理的な努力が行われている間に留められなければならない、かつ法律で定める厳格な期間制限を超えて継続されてはならない⁷。庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン（UNHCR 拘禁ガイドライン）に則り、拘禁はさらに、最低限の手続的保障に服しなければならない⁸。個人の国籍または身元が確定されていないというだけの理由でこの最初の期間を超えて拘禁を延長することは、国際基準に反することになり、恣意的拘禁と判断されるべきである。身元または国籍を確認するための適正な機構が存在しないことは、長期または無期限の拘禁につながり得るものであり、無国籍者にとりわけ影響を及ぼす場合がある⁹。

⁷ UNHCR 拘禁ガイドライン、第 24 項、第 25 項および第 26 項参照。

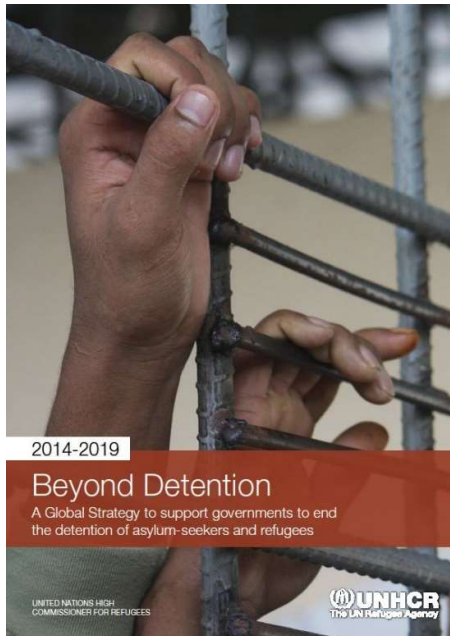
⁸ UNHCR 拘禁ガイドライン、第 47 項参照。

⁹ UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, Para. 112 – 115 も参照。

拘禁は差別的であってはならない

国際法は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位に基づく拘禁または人の移動の制限を禁じている。

市民的及び政治的権利に関する国際規約第 2 条



これらの国際基準に則り、UNHCR は 2014 年に「拘禁を超えて：グローバル戦略（2014－2019）」¹⁰を発表した。これは、庇護希望者・難民の拘禁をなくすことおよび特に子どもの拘禁をなくすことに関して各国を支援するための 5 か年イニシアティブである。UNHCR は、グローバル戦略の一環として、拘禁の代替措置が法律で利用可能とされ、かつ実際に実施されるようにすることを目指している。政府向けに公表されている 2 本の選択肢実例集¹¹には、受け入れ方法の選択肢および拘禁の代替措置の概要が 30 例以上掲載されている。これらの例は、無国籍者のための長期的解決策の追求に関心のある政府にとって関連性があるものである。

¹⁰ UNHCR, *Beyond Detention: A Global Strategy to support governments to end the detention of asylum-seekers and refugees*, 2014-2019, 2014 参照 (<http://www.refworld.org/docid/536b564d4.html> より入手可能)。「拘禁を超えて：グローバル戦略」についてさらに詳しくは <http://www.unhcr.org/detention> を参照されたい。

¹¹ UNHCR, *Options Paper 1: Options for governments on care arrangements and alternatives to detention for children and families*, 2015 (<http://www.refworld.org/docid/5523e8d94.html> より入手可能) および UNHCR, *Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention*, 2015 (<http://www.refworld.org/docid/5523e9024.html> より入手可能) 参照。

子どもは、子ども自身またはその親の法律上の地位／移民としての地位にかかわらず出入国管理関連の目的で拘禁されるべきではなく、拘禁が子どもの最善の利益となることは決してない。子どもおよびその家族の十分な受入れを確保するために、適切なケアの体制およびコミュニティを基盤とするプログラムが整備されなければならない。

移住を背景とする難民および移民の子どもの拘禁に関する UNHCR の見解（2017 年 1 月）¹²

この手引きは、『入管拘禁モニタリング：実務マニュアル』¹³とあわせて読まれるべきである。そこでは、拘禁条件が国際基準を満たしており、かつ UNHCR の「拘禁モニタリングに関する方針」¹⁴に則っていることを確保するための、拘禁モニタリングの遂行に関する実践的な方法論が提案されている。この手引きは、拘禁場所として機能するさまざまな場所で活用することが可能である。このような拘禁場所には、指定入管拘禁施設；国外退去もしくは通過時の収容施設；受入れ時もしくは手続処理のための閉鎖型施設；空港、港、通過区域および「国際区域」；港湾施設；島；車両、航空機、小型艇その他の船舶；刑務所、警察の留置場もしくは警察署；軍事基地；医療施設および精神科施設；または出入国管理関連の目的もしくは刑事上の目的で身体的自由の剥奪が行われる他のあらゆる場所が含まれるが、これに限られるものではない。



¹² UNHCR, *UNHCR's position regarding the detention of refugee and migrant children in the migration context*, January 2017 参照。 <http://www.refworld.org/docid/5885c2434.html> より入手可能。

¹³ UNHCR, Association for the Prevention of Torture (APT) and the International Detention Coalition (IDC), *Monitoring Immigration Detention: Practical Manual*, 2014 参照。 <http://www.refworld.org/docid/53706e354.html> より入手可能。

¹⁴ UNHCR, *Policy on Detention Monitoring*, 3 December 2015 参照。 <http://www.refworld.org/docid/564199b54.html> より入手可能。

II. 主要な概念

無国籍者 (Stateless person)

無国籍者とは、いずれの国家によってもその法の運用において国民と認められていない者をいう¹⁵。無国籍者は、1954年の無国籍者の地位に関する条約に基づいて保護される。無国籍は、国籍法および実務における差別（例えば人種、宗教またはジェンダーに基づくもの）、国籍法間の抵触および乖離、国家承継などの多くの要因によって生じ得る。

無国籍者と把握するための十分な機構が存在しない場合、個人は「国籍不明」「国籍未認定」「国籍要確認」等の分類で、または特定の無国籍者集団に特に付与された呼称で、登録されることがある。これらの分類に基づいてどのような人々が登録されているかについての理解は国および機関によって異なるだろうが、無国籍者が含まれている可能性もあるので特に注意を払うべきである。

無国籍のリスク (Risk of Statelessness)

以下に掲げるのは、下記のいずれかまたは複数の集団に属していることから無国籍となるおそれがある人々を非網羅的に列挙したものである——国境地帯に住んでいる者（このような地域では、出生登録、住民登録および身分証明書類がない場合、住民がどちらの国の国民であるかについて混乱が生じることがある）；人身取引被害者、マイノリティおよび外国とつながりがあるとみなされる者または実際にそのようなつながりがある者；国境をまたぐ地域を行動範囲としている遊牧民族または半遊牧民族；ならびに移民および難民の集団（このような集団は、1世代またはそれ以上の世代が国外で出生した結果、出身国の国籍を証明するのが困難となる場合があり、その困難は世代が重なるごとに増していく）。さらに、出生証明書は出生地および親子関係——国籍の立証に必要となる重要な情報——を証明するものであるため、出生登録が行われていない場合、無国籍となるおそれが生じる¹⁶。

無国籍である難民 (Stateless refugee)

¹⁵ 1954年の無国籍者の地位に関する条約（1954年条約）第1条。この定義は慣習国際法として認められており、したがって1954年条約を締結していない国であっても適用される。無国籍者の地位に関する条約（<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3840.html>）より参照可能）および UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, Para. 18-56 参照。

¹⁶ UNHCR, *Action to Address Statelessness: A Strategy Note*, March 2010 参照。
<http://www.refworld.org/docid/4b9e0c3d2.html> より入手可能

無国籍者が難民の定義に該当することもあり得る¹⁷。その場合、無国籍である難民は、1951年の難民の地位に関する条約による保護の対象であり、国際難民法にしたがって扱われるべきである。とはいえ、このような者が無国籍であることへの対応に努めることも重要となる。このような者が国籍を取得しないままに難民としての地位が終止することも考えられ、その場合には無国籍者としての保護が必要になるためである。また、難民が無国籍であるために本人およびその子どもに影響が生じることもある。

拘禁 (Detention)

この手引きでは、「拘禁」とは、ある者が随意に離れることを許されない閉鎖された場所における自由の剥奪または身柄拘束をいう。このような場所には、刑務所のほか、特定の用途に供するために建設された、拘禁、閉鎖的受入れもしくは収容のためのセンターまたは施設が含まれるが、これに限られるものではない。拘禁場所の運営は、公的機関が行う場合もあれば、民間契約業者が行う場合もある。行政上または司法上の手続によって身柄拘束が許可されることもある。「適法な」権限の有無にかかわらず身柄拘束が行われることもある¹⁸。

恣意的拘禁 (Arbitrary detention)

国際基準にしたがい、「恣意的であること」(arbitrariness)とは、不法であることのみならず、不適切であること、正義に反することおよび予測可能性が欠けていることの諸要素も含むものとして幅広く解釈されるべきものである。義務的または自動的な拘禁は、個々のケースにおける拘禁の必要性の審査に基づくものではないため、恣意的である。拘禁は、合法的に行われるものではない場合、正当な目的なしに行われる場合、合理的な期間制限を超えて行われる場合、または、個々のケースにおいて利用可能なもしくは適切な、強制性もしくは侵害性がより低い措置が（拘禁の代替措置として）検討されなかった場合には、恣意的なものとなる。裁判所は、拘禁の恣意性について評価する際、次の追加的基準——拘禁の境遇、拘禁に関わる保障措置（独立の定期的再審査の存在等）および拘禁中の効果的救済措置へのアクセスの有無——を考慮するのが一般的である¹⁹。

¹⁷ 難民とは、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者もしくはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者、または、国籍を持たず、かつこれらの事件〔訳注：1951年難民条約第1条B(1)で定義されている1951年1月1日前に生じた事件〕の結果として常居所を有していた国の外にいる者であって、当該常居所国に帰ることができない者または前述の恐怖を有するために当該常居所国に帰ることを望まない者をいう（1951年の難民の地位に関する条約第1条）。難民の地位に関する条約参照（<http://www.unhcr.org/3b66c2aa10>より参照可能）。

¹⁸ UNHCR 拘禁ガイドライン、9ページ参照。

¹⁹ UNHCR 拘禁ガイドライン、ガイドライン3、4および6参照。

仮訳・原文英語 UNHCR, *Stateless Persons in Detention: A tool for their identification and enhanced protection*, June 2017 <https://www.refworld.org/docid/598adacd4.html>

拘禁の代替措置 (Alternatives to detention)

「拘禁の代替措置」とは、多くの条件または移動の自由の制限に服することを条件としてコミュニティ内に居住することを認めるいずれかの法律、政策または実務をいう。拘禁の代替措置は、代替的形態の拘禁になってしまっただけでなく、また放免の代替措置となるべきでもない。拘禁の代替措置をとるにあたっては、最小限の介入の原則が尊重されるべきであり、またとりわけ脆弱な立場に置かれた集団の状況に細心の注意が払われるべきである。無国籍者の身体的自由および移動の自由が、常に第 1 の選択肢となる。

III. 拘禁されている無国籍者を把握する際の指針となる設問

以下の指針となる設問は、被拘禁者への関与のさまざまな段階で取り上げることができる。このような段階としては、訪問の準備段階またはフォローアップ段階、訪問中の個人面接および当局との定期的対話などが考えられよう。すべての設問が個人々の状況に当てはまるわけではなく、また場合によっては複数回の面接が必要になることもあり得る。訪問機関が複数回の訪問を実施できない場合、茶色の太字で示した指針となる設問への回答が、無国籍であるかもしれない者の把握に向けて第一歩を踏み出すのに役立つ可能性がある。

訪問の準備

無国籍であるかもしれない者が存在する可能性のある拘禁施設への訪問の準備を行う際には、無国籍に関連する以下の設問について検討するべきである。

- その国は、1954 年の無国籍者の地位に関する条約²⁰の締約国か。

- その国では無国籍認定手続が設けられているか。設けられている場合、手続を実施する担当機関はどこか。その国は、無国籍であることが保護事由に該当すると明示的に認め、在留許可を出しているか。そうではない場合、その国は無国籍であるかもしれない者を UNHCR に付託しているか。

- そうではない場合、無国籍者は保護にアクセスするために他にどのような回路を利用しているか。(人道的理由に基づいて滞在を正規化するための行政上・司法上の手続、難民としての地位、補完的保護、滞在容認等の要素を検討する。)

²⁰ ある国が 1954 年条約を締結している場合、無国籍者は、行政上の援助を受ける権利 (第 25 条)、身分証明書・旅行証明書についての権利 (第 27 条・28 条) および相互主義要件の適用免除 (第 7 条) を含む多くの権利の適用を受けることができる。1954 年条約は、無国籍者が特定の国の国籍を取得する権利を確立したものではない。ただし、無国籍者には保護してくれる国がないため、条約は締約国に対し、例えば無国籍者を対象として帰化手続の迅速化および費用負担の軽減を図ることにより、無国籍者の統合および帰化を容易にするよう求めている。また、無国籍者に適切な処遇 (安定した在留権および一連の権利を含む) を提供できるようにするため、国は無国籍者を把握しなければならないということも、1954 年条約には含意されている。無国籍認定手続はそのための仕組みである。

入管拘禁に関連する一般的枠組みも検討するべきである。拘禁関連の立法上の枠組み、政策および実務を理解する上で役立つ可能性がある手段の 1 つに、UNHCR の拘禁チェックリスト²¹がある。特に関連性が高いのは、このチェックリストに掲げられている以下の設問である。

- 入管拘禁にはどのような国際法、国際地域法および国内法が適用されるか。

- 法律にしたがって拘禁期間の上限が定められているか²²。

- 拘禁の決定が最初に行われた後、放免するか拘禁するかに関して司法機関または独立の行政機関による決定が制度的に行われなければならない旨、国内法で定められているか。この第 1 次再審査の期限はどのように定められているか。

- 拘禁の決定が定期的再審査の対象とされる旨、国内法で定められているか。定められている場合、どの当局が拘禁の再審査を担当し、どのぐらいの頻度で再審査が実施されるか。

- 実務上、拘禁の決定の再審査手続はどのように行われているか。再審査は自動的に実施されるか、それとも申請が必要か。手続は個別化されているか。このような再審査はどのぐらいの頻度で行われるか。

- 国内法で、拘禁について裁判所に不服申立てを行う権利が個人に認められているか。そのような不服申立ての権利は実効的なものになっているか²³。

- 非正規な状況にある外国人は、刑に服した後、制度的に入管拘禁の対象とされているか。

²¹ UNHCR, *Progress Report mid-2016. Beyond Detention: A Global Strategy to support governments to end the detention of asylum-seeker and refugees, 2014-2019*, August 2016 の Annex 3 参照。
<http://www.refworld.org/docid/57b850dba.html> より入手可能。

²² 拘禁期間の上限がまだ法律で定められていない場合、判例が参考になる場合もある。

²³ 拘禁に対する不服申立ての権利が実効的なものになるためには、まずこの権利についての情報が提供されなければならない。司法審査の際には、同様の状況に置かれた国民も利用可能である無償の法的援助を提供した上で、口頭審理が開かれるべきである。必要な場合、言語面での援助も無償で提供することが求められる。

無国籍者の拘禁に関連する政策・実務や、このような個人が利用可能な拘禁の代替措置についても検討するべきである。

- 無国籍者が拘禁されている既知のケースは存在するか。

- 無国籍者が拘禁から放免された既知のケースは存在するか。

- 存在する場合、当該の者は権限ある当局を通じて無国籍者と認定され、その後、国に滞在する権利を得たか。当局は、さらなる拘禁が行われないようにするためにどのような対応をとったか。

- 法律または政策で利用可能とされている拘禁の代替措置にはどのようなものがあり、実際にどの措置が実施されているか。

- 無国籍者を特に対象として国が定めている拘禁の代替措置は存在するか（例えば特定の査証要件または出頭要件などが考えられる）。存在しない場合、当局にはそのような代替措置の設置を検討するつもりはあるか。

拘禁の代替措置についてより詳しくは、以下の資料を参照。

- ・ UNHCR「選択肢実例集 1：子どもおよび家族を対象とするケアの体制および拘禁の代替措置に関する政府の選択肢（*Options Paper 1: Options for governments on care arrangements and alternatives to detention for children and families*）」
- ・ UNHCR「選択肢実例集 2：開放型の受入れおよび拘禁の代替措置に関する政府の選択肢（*Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention*）」
- ・ UNHCR・高等弁務官行動計画執行委員会常設委員会「拘禁の代替措置（*Alternatives to detention*）」（EC/66/SC/CRP.12）²⁴

²⁴ UNHCR Executive Committee of the High Commissioner's Programme Standing Committee, *Alternatives to detention*, EC/66/SC/CRP.12, June 2015 参照。 <http://www.refworld.org/pdfid/58638ecf4.pdf> より入手可能。

訪問時

a 拘禁登録簿の確認

登録簿（特に、存在する場合には被拘禁者の入所・出所記録）へのアクセスが認められる場合、それを閲覧することで関連の情報を入手することができる。その際には、拘禁されている者の出入国管理上の地位（審査中の庇護申請または国外退去命令を含む）、出身国および国籍上の地位に関する情報を検討する。

その後、出身国における無国籍住民の存在が知られているか否かについての評価を行うことも考えられる。例えば「国籍不明」「国籍未認定」「国籍要確認」等の指定を受けている者、または特定の無国籍者集団に特に付与された呼称でリストに掲載されている者については、特段の注意を払うべきである。

拘禁登録簿または他のいずれかの情報源に基づき、以下の者を把握するための作業を行う。

- 国籍が明確ではない者または国籍について争いがある者
- いかなる国の国籍も有していないと主張する者
- 無国籍であることがわかっている集団の構成員である者
- 当該拘禁施設における平均収容期間よりも長く拘禁されている者
- 平均的期間よりも長く国外退去手続の対象とされている者
- 過去に拘禁された後に放免され、あらためて拘禁されている者

b 当局との協議²⁵

拘禁の理由がない場合、無国籍者は放免されるべきである

- 拘禁されているのはどのような集団に属する人々か（庇護希望者、難民、庇護制度の対象外にある非正規移民、送還手続が進められている者など）。

²⁵ この場合の関連当局には、拘禁施設の管理者、司法関係者、出入国管理当局、庇護当局、送還を担当する当局等が含まれる。

-
- 特に該当個人が身分証明書類を有していない場合、拘禁登録簿への国籍または出身国の記載はどのような根拠に基づいて行われるか。登録される国籍は、本人の主張に基づいたものか、それとも当局の評価に基づいたものか。
-
- 被拘禁者 1 人ひとりの拘禁期間は記録されているか。どのように記録されているか。
-
- 拘禁期間が上限（法律で定められている場合）を超えていないことまたは不当に長期化していないことを確認するために、どのような機構が設けられているか。
-
- 拘禁期間が上限に達した時／まもなく上限に達する時に、どのような措置がとられるか。
-
- 拘禁期間が他の者より相当長期に渡っている者は存在するか。その理由は何か。**
-
- 当局が身元や国籍の立証に困難を覚えている者は存在するか。**
-
- （例えば、旅行証明書の取得が困難である、関連の領事館の協力が得られない等の理由で）**送還／国外退去の手配が困難な者は存在するか。**
-
- 身分証明書類がないために、または身元や国籍が立証されていないという理由で、放免が認められなかった者は存在するか。
-
- これらの者の記録簿および関連書類に（被拘禁者の明示的同意を得た上で）アクセスできるか。
-
- 関係者は、拘禁されている無国籍者に関連する問題についての情報提供または研修を受けているか。
-
- 無国籍者として把握された者は拘禁の代替措置に付託され得るか。付託されない場合、当局は将来的にそうすることを検討しているか。
-
- 無国籍者として把握された者が放免されることを確保するために、どのような機構が設けられているか。
-
- 無国籍認定手続が開始された／継続中の者は放免され得るか。または、個別に拘禁の理由が存在する場合、拘禁の代替措置に付託され得るか。付託されない場合、当局は

将来的にそうすることを検討しているか。

拘禁下で生まれた子どもの場合

子どもの権利条約第 7 条では、子どもは出生後直ちに登録されるものとされ、また国籍を取得する権利を有するとされている。締約国はこれらの権利の実施を確保しなければならない。これらの権利を保障しなければ子どもが無国籍になる場合、なおさらである。

一般的に、出生登録はそれ自体で子どもに国籍を付与するものではない。出生登録のプロセスは、個人が国籍を取得するプロセスとは異なる。にもかかわらず、出生登録は、子どもがどこで生まれたかおよび子どもの親は誰であるかの法的記録を確定するものであるため、無国籍の防止にとって重要である。

したがって、以下の点を確認することが重要になる。

- ・ 国内の庇護希望者・難民・無国籍者の下に生まれた子どもの出生登録の手續および実務はどのようにになっているか。
- ・ 拘禁中の母親から生まれた子どもの出生登録の手續および実務はどのようにになっているか。
- ・ 過去 1 年の間に拘禁中の母親から生まれた子どもは何人か。拘禁施設に拘禁されている妊婦は何人存在するか。
- ・ 拘禁中の母親から生まれた子どもの出生が登録され、子どもに出生証明書が発行されたか。そうではない場合、その理由は何か。申請者の一部（貧窮層）または全員について、出生登録および出生証明書の発行の妨げとなる金銭的障壁が存在するか。
- ・ 出生証明書が発行されない場合、助産師または病院から出生通知書が提供されるか。
- ・ 対象者は子どもの出生登録について援助を必要としているか。

c 被拘禁者との協議

面接を通じて個人から情報を収集するためには、十分な同意に基づく、被拘禁者の明示的同意が要求される²⁶。被拘禁者に対しては、面接の具体的目的、面接の進め方および第三者との情報共有の有無についての告知が行われなければならない。原則として、個人情報には厳格な守秘の対象として扱われなければならない。提携機関または第三者への開示は、特定の目的に限って、被面接者が合意のうえ明示的に同意した条件が満たされた場合にのみ行われるべきである²⁷。

²⁶ 秘密保持の原則についてさらに詳しくは、*Policy on the Protection of Personal Data of Persons of Concern to UNHCR*, May 2015 の Para. 4.1 参照。 <http://www.refworld.org/docid/55643c1d4.html> より入手可能。

²⁷ ただし、例外的状況もあることに注意すべきである。最も顕著なのは UNHCR の援助対象者または他の者の安全に関連する事情が存在する場合であり、その際には個人の同意は要求されない。*Policy on the Protection of Personal Data of Persons of Concern to UNHCR*, May 2015 の Para. 2.2 および 6.3.2 参照。このようなケースでは、UNHCR 本部とあらかじめ協議するのが望ましい。



ある者が無国籍かどうかの調査は、対象者が関連のあるつながり（特に国の領域における出生、血統、婚姻、養子縁組または常居所を有していた事実によるもの）を有している国に限定される。そのため、場合によっては調査の範囲が1か国のみに限られることもあり得る²⁸。他方で、このような理由から複数の国とのつながりを調査しなければならないこともある。以下の設問が、潜在的に存在するつながりを明確にするのに資する。

国籍

- 対象者はいずれかの国もしくは複数の国の国籍を保持しているか、またはかつて保持していたか。

- 疑義がある場合、対象者はどの国の国籍を保持しているはずだと考えているか。

- 対象者はどこで生まれたか。

- 対象者はどの民族的集団に属しているか。

- 対象者の両親と祖父母はどの国（々）の国籍を有していたか。両親はどこで、いつ生まれたか。

- 対象者にきょうだいがいる場合、どの国（々）の国籍を有しているか。

- 対象者の（元）配偶者／パートナーおよび子どもはどの国（々）の国籍を有しているか。

- 対象者は国籍を喪失し、または剥奪されたか。その場合、それはどのような理由によるものか。事情の説明を求める。

- 対象者がいずれかの特定の国の国籍を取得しようとしたことがあるか。どの当局に、どこで、いつアプローチしたか。結果はどうだったか。

- 対象者はいずれかの国の国籍を放棄したか。放棄したことを証明する書類はあるか。



書類がないこと——例えばパスポートまたは身分証明書を保持していないこと——は、無国籍であることと同義ではない。ただし、ほとんどの無国籍者は、国籍についてのいかなる形態の書類も有していない。

²⁸ UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, Para. 18 参照。

書類

- ☑ **対象者は、有効か失効しているかにかかわらず、何らかの身分証明書類を有しているか**（パスポート、ID カード、在留許可証等）。または、有効か失効しているかにかかわらず、自分の身分証明書類のコピーを保持している者の名前を挙げることができるか。その相手と日常的に連絡をとっているか。

- ☑ 対象者が婚姻している場合、婚姻証明書を保持しているか。保持していない場合、その理由は何か。婚姻証明書の取得は可能か。

- ☑ 対象者は、政府当局または宗教当局が発行した出生証明書を保持しているか。保持していない場合、その理由は何か。対象者が生まれたのは、保健センター、病院もしくは自宅のいずれかか、または他の場所か。出生証明書の取得は可能か。対象者が保健センターまたは病院で生まれた場合、これらの施設が作成した記録を保持しているか、またはそのような記録の取得が可能か。

- ☑ 名前および生年月日は、出生証明書および身分証明書類に正確に記載されているか。

- ☑ 対象者が姓名を変更したことはあるか。その変更は対象者の出生証明書／身分証明書類に記載されているか。

- ☑ **対象者が特定の国から身分証明書類を取得しようと試みたことはあるか**。どの当局に、どこで、いつアプローチしたか。**結果はどうだったか**。

- ☑ 対象者は、拘禁されている国の当局が発行した、対象者は当該国の国民であるとは認められない旨の書類を保持しているか²⁹。

- ☑ いずれかの弁護士、団体、友人またはその他の主体が、住民登録書類または身分証明書類の取得に関して対象者を援助したことがあるか。誰が、いつ、どこでそのような援助を行ったか。結果はどうだったか。

- ☑ 対象者が学校または大学で学んだことはあるか。ある場合、どこで、いつ学んだか。卒業証明書は取得できたか。

²⁹ 権限ある当局についてさらに詳しくは、*Handbook on Protection of Stateless Persons* の Para. 27-44 参照。

対象者は何らかの医療記録（予防接種の記録、母親の出生前健診手帳等）を保持しているか。

対象者は、過去に住んだことがあるいずれかの国または現在滞在している国で就労し、かつ／または軍務に就いたことがあるか。それを証明する書類はあるか。

直近および現在の滞在国

（該当する場合）対象者が出生国／出身国／国籍国の外にいた期間はどの程度か。

対象者は当該国および過去の滞在国にどの程度の期間滞在していたか。

対象者はそれらの国々に滞在していたことを証明する書類を有しているか。

対象者は、現在拘禁されている国にいつ、どのようにして入国したか。

対象者は他の国で庇護の資格または無国籍者としての資格を申請したことがあるか。ある場合、どの国で、いつ申請したか。

庇護、無国籍認定または他の経路を通じた滞在の正規化

対象者は拘禁国で庇護を申請したことがあるか。ある場合、結果はどうだったか、または手続が継続中か。

無国籍認定手続が設けられている場合、対象者はその手続にアクセスしたことがあるか。結果はどうだったか、または手続が継続中か。

対象者はその他の手続を通じて滞在を正規化しようとしたことがあるか。ある場合、どのような手続を利用し、結果はどうだったか、または手続が継続中か。

対象者は、UNHCR 以外のいずれかの国連機関から現在保護または援助を受けているか、または過去に受けたことがあるか。受けている（受けたことがある）場合、それはどの機関か。

対象者に対して何らかの国外退去手続が進められているか。

拘禁の状況：拘禁の理由、再審査手続および拘禁の代替措置の検討

- ☑ 対象者は過去に拘禁されたことがあるか。ある場合、どの程度の期間、どこで拘禁されたか。拘禁の理由は何だったか。

- ☑ 拘禁者は1人で拘禁されているか、または家族構成員が一緒か。

- ☑ 対象者は現在、当該国または他国にいる直近の家族構成員と離れ離れになっているか。

- ☑ 対象者は、親族、友人、宗教団体、国際機関および／または非政府組織と（可能であれば電話またはインターネット等も通じて）日常的に連絡をとり、かつこれらの人々の面会を受けることができるか。

- ☑ （わかっている場合）対象者の拘禁の理由はどのようなものだったか。対象者は、第1次拘禁決定の理由を個別に示した書面を受け取ったか。その書面を提示することはできるか。

- ☑ 対象者は、拘禁決定が出される前に、特に身元、出身国／国籍国および身分証明書類の不存在との関連で聴聞を受ける機会があったか。

- ☑ 手続の際、通訳は利用できたか。利用できた場合、何語による通訳だったか。

- ☑ 拘禁の再審査手続に関する情報は、対象者が理解できる言語で共有されているか。

- ☑ 拘禁決定の再審査は行われてきたか。行われてきた場合、再審査を行ったのはどの機関か。直近の審理はいつ開かれたか。対象者およびその代理人は審理に出席できたか。拘禁の再審査はどのぐらいの頻度で行われているか。決定には十分な理由が付されていたか。決定において、最終的に国籍がないと判断されたことについて何らかの言及があるか。

- ☑ 対象者は、当該国で設けられている無国籍認定手続への付託を要請できるか。

- ☑ 再審査の際、対象者には、その身元に関連する要素および国籍がない可能性に関連する要素について明らかにし、身分証明書類を持たないことについて説明する機会を与えられたか。

- ☑ 拘禁する理由がある場合、対象者のケースは適切な拘禁の代替措置の対象となるか。拘禁の再審査の際にこれらの代替措置について検討されたか。

- ☑ **対象者は、拘禁に関わる手続全体を通じて代理人弁護士にアクセスできたか。** アクセスできた場合、対象者には弁護士との連絡の詳細を共有する意思があるか。対象者は弁護士と何語でやりとりしていたか。

上位 10

拘禁されている無国籍者を把握するための指針となる 最も重要な設問

- 1 対象者はいずれかの国もしくは複数の国の国籍を保持しているか、またはかつて保持していたか。
- 2 対象者はどこで生まれたか。
- 3 対象者は、無国籍であることがわかっている特定の集団に属しているか。
- 4 対象者の両親と祖父母はどの国（々）の国籍を有していたか。
- 5 対象者は、有効か失効しているかにかかわらず、何らかの身分証明書類を有しているか。
- 6 対象者が特定の国から身分証明書類を取得しようと試みたことはあるか。
- 7 対象者は拘禁国で庇護を申請したことがあるか。
- 8 無国籍認定手続が設けられている場合、対象者はその手続にアクセスしたことがあるか。
- 9 対象者は過去に拘禁されたことがあるか。ある場合、どの程度の期間、どこで拘禁されたか。拘禁の理由は何だったか。
- 10 対象者は、拘禁に関わる手続全体を通じて代理人弁護士にアクセスできたか。

IV. 拘禁場所訪問後のさらなる分析と対応

以下の段階を踏むことは、対象の被拘禁者が無国籍かどうかを確認し、その放免を求める主張の裏付けを示すことに役立ち得る。このプロセス全体を通じて秘密保持の要件が守られなければならない、いかなる情報であれ UNHCR 外で共有する場合には、受入国の当局を含む第三者に情報を開示することに対する対象者の同意を事前に得ておかなければならない。

ある者の国籍について評価を実施するためには、対象者の出身国または対象者がつながりを有している他の国の当局と連絡をとらなければならない場合もある。難民または庇護希望者の身元事項は、当該個人の出身国の当局に開示されてはならない。

UNHCR Handbook on Protection of Stateless Persons, paragraph 78-82

無国籍である可能性または国籍の確認

ある者が無国籍であることを確定的に確認することはできないかもしれないが、ある個人がいずれの国家によってもその法の運用において国民と認められていないことが「合理的な程度で」立証される場合、無国籍と認定することは正当である³⁰。

- ☑ 対象者がつながりを有しているさまざまな国々の国籍法を確認するとともに、その運用状況についても可能な限り確認する。出生国、両親と（元）配偶者の国籍国および長期間滞在している（過去に長期間滞在していた）国々である。
- ☑ 対象者が、いずれかの国の領域における出生により、または両親を通じて、国籍を取得している可能性はあるか。
- ☑ 国籍国の外で長期間暮らしていたことにより国籍を喪失した可能性の有無を確認する。
- ☑ 国籍国である可能性がある国の弁護士、NGOs または UNHCR 事務所と連絡をとり、さらに詳しい質問を行うとともに、身分証明書類を取得する方法および／または国籍の取得もしくは確認を行う方法について助言を求めることを検討する。

³⁰ UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, Para. 91 – 93 参照。

-
- ☑ 対象者の身元および／または国籍を確認するため、国籍国である可能性がある国の権限ある当局と連絡をとることを検討する³¹。

拘禁決定への不服申立

拘禁理由に基づく申立て

- ☑ 拘禁には 1 つまたは複数の理由があるか。理由は拘禁決定に明確に記載されているか。

- ☑ それらの理由は UNHCR 拘禁ガイドラインに則ったものになっているか³²。

- ☑ これらの理由には十分な説明が付されているか。

最初の段階で拘禁の代替措置が検討されなかったことを理由とする申立て

- ☑ 拘禁決定が行われた際、拘禁の代替措置は積極的に検討されたか。

- ☑ 措置／拘禁決定の参考とするための**個人脆弱性評価**は実施されたか。

- ☑ 拘禁命令で、拘禁の代替的措置が用いられなかった正当な理由が示されているか。それは身分証明書類がないことに関連するものか。

- ☑ 次回の拘禁再審査の際に代理人弁護士が提案できる拘禁の代替措置（例えば保証人を立てる、出頭義務を課すなど）は存在するか。

国外退去の見通しがいいことを理由とする申立て

- ☑ 対象者が国外退去、送還、退去強制または追放の命令を受けている場合、送還先として意図されているのはどの国か。

- ☑ 対象者は、送還先国に帰還するために当局、IOM、弁護士などの援助を求めてきたか。

-
- ☑ これらの手続を担当する出入国管理当局は、必要な書類の取得のために出身国／送還

³¹ UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, Para. 26 – 56 参照。

³² UNHCR 拘禁ガイドライン、第 18–33 項参照。

先国の関連の当局と連絡をとっているか。このプロセスはいつ開始されたか。結果はどうだったか。

- ☑ 対象者は、送還／国外退去の見通しが立たないという理由で拘禁に異議を申立てることができるか。
- ☑ 対象者は送還／国外退去命令に異議を申立てることができるか。
- ☑ 拘禁決定および／または送還／国外退去命令への不服申立を準備する際には、関連の国内的・国際的地域的先例を参照することも検討する³³。

拘禁が不合理なほど長期に及んでいることまたは法律で拘禁期間の上限が定められていないこと、ならびに、それが対象者の精神的健康および福利に及ぼす影響を理由とする申立て

- ☑ 対象者のケースにおける拘禁期間を明らかにし、他の者の拘禁期間の平均と比較する。
- ☑ 拘禁期間の上限が定められていないことまたは法律で定められた期間の上限が尊重されていないことを理由として、対象者の拘禁に対する不服申立を行うことを検討する³⁴。
- ☑ 利用可能な文献および（可能であれば）医療専門家または心理学者から提供された報告に基づき、対象者の精神的・身体的状態が悪化している事実、および、緊急に放免することまたは代替の拘禁措置に付すことの必要性を明らかにする³⁵。

³³ European Network on Statelessness, *Protecting stateless persons from arbitrary detention – A regional toolkit for practitioners*, 2015 参照。 <http://goo.gl/Jr258f> より入手可能。

³⁴ UNHCR 拘禁ガイドラインのガイドライン 3、第 17 項参照。期間制限についてまだ法律で定められていない時は、判例が参考になる場合もある。

³⁵ Jesuit Refugee Service, *Europe: Becoming Vulnerable in Detention*, June 2011 参照。 <http://www.refworld.org/docid/4ec269f62.html> より入手可能。

放免後の解決策の支援

正規化の促進

- ☑ 無国籍認定手続または他の出入国管理手続もしくは正規化手続がすでに開始されている時は、拘禁期間中にその手続が停止されることがないようにする。

- ☑ 無国籍認定手続が開始されていない場合、無国籍認定手続（または解決策につながり得る他の出入国管理手続もしくは正規化手続）を開始する可能性を検討するための援助を提供し、または法的援助機関を紹介する³⁶。対象者が面接に確実に出席するようにし、かつ手続がいかなる国外退去命令についても執行停止効を持つようにするために、拘禁当局との連絡を図る。

- ☑ 無国籍手続が設けられていない場合、政府に代わって UNHCR が手続を実施することを認めることを当局が検討する見込みはあるか。

- ☑ 放免された際には、再度の拘禁を防止するため、対象者が身分証明書類を受け取り、かつ当該国での滞在許可を得ているか否かを確認する。

- ☑ 放免時に対象者が依然として非正規な状況にある場合、無国籍認定申請または他の理由による地位の正規化の申請の準備を援助し、またはそのような援助を提供できる法的援助機関を紹介する。

国籍の（再）取得または確認の促進

- ☑ 対象者がつながりを有している国の国籍法および実務を分析して、対象者が国籍を取得できるか／取得しているかを評価する。

- ☑ 住民登録および身分証明書・国籍証明書の発行に関連するそれらの国々の規定および実務を分析し、これらの書類の取得を妨げる何らかの障壁の有無を評価する。

- ☑ 秘密保持の要件を考慮に入れつつ³⁷、対象者が関連のつながりを有している国々の権限ある当局と連絡をとり、対象者による国籍の（再）取得および身分証明書類へのア

³⁶ したがって、いかなる期限（例えばさらなる書類の提出期限または面接の予定）も見落とさないようにするため、対象者が公式な通知を確実に受け取るようにするべきである。

³⁷ いかなる場合にも、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有していると対象者が主張する国の当局と連絡をとってはならない（対象者が難民ではなく、補完的形態の保護を受ける資格もないことが確定している時はこの限りではない）。そのような当局へのいかなるデータ伝達についても、通常、対象者の同意が必要である。

クセスが可能かどうか確認する³⁸。

- ☑ 国籍国である可能性がある国の弁護士、NGOs または UNHCR 事務所と連絡をとり、身分証明書類および／または国籍を取得する方法について助言をを求めることを検討する。
- ☑ 対象者が滞在国または出身国で身分証明書・国籍証明書を取得できる可能性がある時は、対象者を援助し、または支援を提供できる法的援助機関を紹介する。

法律、政策および実務の改革を唱道する

- ☑ 無国籍者の恣意的拘禁、繰り返される拘禁および／または長期に渡る拘禁につながっている、法律、政策および実務における具体的欠陥を特定する。特定された欠陥（拘禁事由、拘禁期間の上限、独立の立場からの定期的再審査）に関わる関連の法律、政策および実務の改革を唱道する。
- ☑ 政策・法律の改革を追求する立場にある政府官吏または議員を把握する。法律で拘禁代替措置が利用可能とされるようにするための法改正を唱道するとともに、実務における代替措置の活用を積極的に促進する。
- ☑ 無国籍者を拘禁から放免するための、また適切な受入れの選択肢およびコミュニティを基盤とする拘禁の代替措置の確立を援助するためのアドボカシーの取り組みを支援することが可能な提携組織、弁護士その他のステークホルダーを把握する。
- ☑ 無国籍者の恣意的拘禁に異議を申立て、かつ正規化および関係書類の取得に関わる困難に対処するための戦略的訴訟を、国レベルおよび該当する場合には国際地域レベルで提起することを検討する。適切な時は、不法に拘禁された期間についての補償を求めることを検討する。
- ☑ 移住の関わる状況にある無国籍者を把握するための専門の無国籍認定手続³⁹を設置す

³⁸ UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, Para. 26 – 56 参照。

³⁹ 一般的に、無国籍認定手続は、特に移住の関わる文脈で無国籍者に対し国家が 1954 年条約に基づく義務を果たすことに役立つものである。無国籍は移住を背景とする場合にもしない場合にも生じ得るものであり、特定の国における無国籍の特徴がそのいずれかに当てはまることもあれば、両方が混在していることもあろう。移住を背景としない無国籍住民の中には「自国」に留まっている者もいる場合があり、本来の場所での住民 (*in situ populations*) と呼ばれることもある。このような集団はこれらの国々と長期に及ぶつながりを確立しているので、無国籍者としての地位を取得することを目的とする認定手続はふさわしくない。ただし、無国籍であると認定されることは拘禁との関係では関連性を有する要素のひとつであり、拘禁決定を評価する際に特に考慮する価値がある。

ること、または政府に代わって UNHCR が無国籍認定を実施できるようにすることを唱道する。

☑ 出入国管理関連および住民登録関連の記録を担当する当局が、登録実務において、無国籍者を無国籍者として記録できる明確な分類枠を設けることを唱道する。

☑ 出入国管理当局・庇護当局ならびに弁護士および司法関係者を対象として、無国籍および拘禁に関する国際基準についての啓発活動（ブリーフィング、関連資料の翻訳、能力構築・研修活動等）を実施する。

背景資料

無国籍

- UNHCR, *Action to Address Statelessness: A Strategy Note*, March 2010, available at: <http://www.refworld.org/docid/4b9e0c3d2.html>
- UNHCR, *Protecting the Rights of Stateless Persons: The 1954 Convention relating to the Status of Stateless Persons*, March 2014, available at: <http://www.refworld.org/docid/4cad88292.html>
- UNHCR, *Handbook on Protection of Stateless Persons*, 30 June 2014, available at: <http://www.refworld.org/docid/53b676aa4.html>
- UNHCR, *Global Action Plan to End Statelessness*, November 2014, available at: <http://www.refworld.org/docid/545b47d64.html>

拘禁

- UNHCR, *Guidelines on the Applicable Criteria and Standards relating to the Detention of Asylum-Seekers and Alternatives to Detention*, 2012, available at: <http://www.refworld.org/docid/503489533b8.html>
- UNHCR, Association for the Prevention of Torture (APT) and the International Detention Coalition (IDC), *Monitoring Immigration Detention: Practical Manual*, 2014, available at: <http://www.refworld.org/docid/53706e354.html>
- UNHCR, *Beyond Detention: A Global Strategy to support governments to end the detention of asylum-seekers and refugees, 2014-2019*, 2014, available at: <http://www.refworld.org/docid/536b564d4.html>
- UNHCR, *Options Paper 1: Options for governments on care arrangements and alternatives to detention for children and families*, 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/5523e8d94.html>
- UNHCR, *Options Paper 2: Options for governments on open reception and alternatives to detention*, 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/5523e9024.html>
- UNHCR, Executive Committee of the High Commissioner's Programme Standing Committee, *Conference Room Paper on Alternatives to detention*, EC/66/SC/CRP.12, 3 June 2015, available at: <http://www.unhcr.org/559643e59.pdf>
- UNHCR, *Second Global Roundtable on Reception and Alternatives to Detention: Summary of deliberations*, August 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/55e8079f4.html>

- UNHCR, *Policy on Detention Monitoring*, 3 December 2015, available at: <http://www.refworld.org/docid/564199b54.html>
- UNHCR and International Detention Coalition (IDC), *Vulnerability Screening Tool - Identifying and addressing vulnerability: a tool for asylum and migration systems*, 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/57f21f6b4.html>
- UNHCR, *Progress Report mid-2016. Beyond Detention: A Global Strategy to support governments to end the detention of asylum-seeker and refugees, 2014-2019*, August 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/57b850dba.html>
- UNHCR, *Baseline Report - Detention situation as of end 2013. Beyond Detention: A Global Strategy to support governments to end the detention of asylum-seeker and refugees, 2014-2019*, August 2016, available at: <http://www.refworld.org/docid/57b851874.html>
- UNHCR, *UNHCR's position regarding the detention of refugee and migrant children in the migration context*, January 2017, available at: <http://www.refworld.org/docid/5885c2434.html>

無国籍と拘禁

- The Equal Rights Trust, *Guidelines to Protect Stateless Persons from Arbitrary Detention*, June 2012, available at <http://goo.gl/IMJIZ>
- European Network on Statelessness, *Protecting stateless persons from arbitrary detention. A regional toolkit for Practitioners*, 2015, available at: <http://goo.gl/UpBU6N>
- European Network on Statelessness, *Protecting stateless persons from arbitrary detention. An agenda for change*, May 2017, available at: <http://www.statelessness.eu/protecting-stateless-persons-from-detention>



#IBELONG

10 MILLION PEOPLE IN THE WORLD
HAVE NO NATIONALITY

Join us in our campaign
to end statelessness

www.unhcr.org/ibelong

 **UNHCR**
The UN Refugee Agency

In cooperation with
**UNITED COLORS
OF BENETTON.**

世界には国籍を持たない人々が 1000 万人います
無国籍をなくすためのキャンペーンに参加してください